日本共産党県会議員団を代表して、大綱4点について質問します。

大綱第1は、水道事業の「民間化」についてです。

(1)水道事業の世界的趨勢は、民営化ではなく、民営化された事業の再公営化です。世界の水道民営化を調査・公開する機関・公共サービスリサーチ連合によれば、2000年から2015年3月までの期間において、235の事業が再公営化されています。しかも、再公営化の件数は年々増加傾向にあります。

こうした世界的趨勢に逆行しているのが日本です。麻生副総理は2013年4月、アメリカの民間シンクタンク、戦略国際問題研究所での講演で「日本の水道をすべて民営化する」と発言しました。先の国会で衆議院を通過した「水道法改正」案は、水道民営化を促進するものとなっています。この法改正を前提として推進している、みやぎ型管理運営方式は、客観的には水道民営化の一形態として、理解されます。

世界各地で水道の再公営化がすすめられているのは、水道民営化のデメリットと欠点が具体的に明らかになったからに他なりません。株主配当が優先され、利用料金は大幅な値上げになり、水質汚染、異物混入などの事例が相次ぎました。

例えば、アメリカ、インディアナポリスでは、企業が適切な安全対策を怠ったため、何百万という市民に沸騰水を使うよう警告が出され、学校は休校を余儀なくされ、組合に加盟していない従業員は年金を失いました。さらに、事業から撤退すると市当局を脅し、年間 190 万ドルの追加支払いをさせたと報告されています。イギリスでは、民営化後 10 年間で水質検査の合格率が 85%に低下、フランス・パリでは、14 年間で水道料金が 2 6 5%上昇しました。宮城でも実施しようとしている長期契約のコンセッション方式は、「民間側に裁量権が大きいため営利主義になりやすく、水道価格の上昇がおこりやすい」と指摘されています。

この8月、イタリア・ジェノバで高速道路の高架橋が崩落し43人が死亡した事故がおきましたが、この橋を含む有料道路の管理運営をおこなっていたのはコンセッション契約を結んだ民間企業でした。「維持管理に金を使わず利益を配当に充てていた」という厳しい指摘がされています。

これらの事例のすべてが、国民の命の源である水道事業を、営利企業に委ねることの危険性を示しています。海外での失敗事例について、どうお考えか、知事の見解をうかがいます。

(2)次に、利用料金について伺います。「みやぎ型管理運営方式導入可能性等業務報告書」によれば、利用料金を構成する運営権者の費用について、①維持管理費用②改築費用③その他費用として整理していますが、その他費用のなかに税金、利潤が含まれています。利用料金の構成のなかに、本来、公営企業であれば参入する必要がない税金と利潤が含まれていることは、料金値上げのリスクになります。

運営権者が利益を増やすためには、利用料金を値上げすることが必要になります。つまり、運営権者と自治体・住民の関係は、ウインウインの関係ではなく、利益が相反する関係になるということです。このことはお認めになりますか。見解を伺います。

- (3)次に、運営権対価と利用料金の按分方法について伺います。
- ①受水市町村から支払われる利用料金を県と運営権者で按分するわけですが、その基準が明確にされていません。そもそも按分とは、「基準となる数量に比例して物を分けること」です。何を 基準として按分するのかお答えください。
- ②例えば、運営する資産の割合にそって按分するとすれば、水道事業の資産の3割が運営権を譲渡する分ですから、県7、運営権者3という按分率が設定されるはずです。このように、按分の基準が示されれば、按分率は固定するはずです。「按分」の基準が示されなければ、どんどん運営権者である企業が有利なように変更されていく危険があります。その危険があることをお認めになりますか。
- ③按分率の問題も、運営権者と県及び自治体・住民の関係は利益相反です。運営権者の按分率が高くなれば企業利益が増えますが、一方、県の収入が減少し、県がおこなう管路整備が進まず、結果として利用料金値上げにつながります。利用料金按分の基準を明確にすべきと思いますが、見解を伺います。
- (4)みやぎ型管理運営方式によって、安全で安心な水が安定的に供給されるのかどうか、真剣な検討が必要です。災害時は別として、平時において要求水準が確保されないという事態はあってはなりません。

そのあってはならないことが起こった時には、違約金を求めるという規定になっていますが、これは余りにも甘いのではないでしょうか。県民の命と安全が脅かされる事態なのですから、一発でレッドカード、契約解除ではないでしょうか。なぜ、そうならないのか。私はそこには、運営権を長期にわたって譲渡することの本質的な危険があると思います。すぐに代わりの企業は見つからない、県で運営を担うこともできない、だから問題が生じても契約解除することもできない。一定期間の治癒期間をもうけて、その間に改善されれば「良し」とすることになっているのです。なぜ、すぐ改善ではなく、「一定期間の治癒期間」なのでしょうか。これで本当に水道の安全が確保できるのでしょうか。見解を伺います。

(5)次に、県による品質モニタリングについて伺います。県は、「運営権者が実施する業務モニタリングの結果をうけて、業務の品質を確認するためのモニタリングを実施する」としています。これは、企業がおこなったセルフモニタリングの結果を書面上で確認するというだけのものにすぎません。

これでは、水道の安全性も企業まかせにするということになってしまいます。セルフモニタリングの数字を鵜呑みにするのではなく、県自らが水質、水量が要求水準を確保しているかどうかを直接確認するモニタリングを定期的に行う必要があると思いますが、そうした規定がないのはなぜか、伺います。

(6) 水道問題の最後に、災害時の対応について伺います。大規模な災害では、水道の断水が引き起こされますが、営利を追求する企業が災害時に迅速な復旧に対応できるのかどうか危惧されます。北海道胆振東部地震においては、経営効率のために大規模な発電所に集中していた施設が被災し、道内全域の停電という異例の事態となりました。営利優先の効率化が災害時の復旧の足かせにならないのか検証が求められています。

水道事業の場合、被災地への支援が不可欠です。支援を行うためには日常的に災害派遣が可能な人的配置が必要で、利益を優先する民間企業に「災害支援能力を維持することができるのか」、 災害派遣をする場合別契約として経費が発生するのではないか、という懸念があります。逆に、 支援を受けなければならない時に、企業秘密を理由にして、支援を拒否し、復旧が遅れるような 事態が生まれることも心配されます。災害時におけるこれらの懸念について、明確な対応方針が 必要と思いますが、見解を伺います。

大綱2点目、談合問題と入札制度の改善について伺います。

- (1)公正取引委員会は、7月26日、「宮城県大崎市及び大崎市土地開発公社又は宮城県が発注する建設関連業務の入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」発表しました。談合が認定されたのは162件で、そのうち県北部土木事務所27件、栗原地域事務所22件で49件が宮城県の発注事業です。談合に関与していた業者は19社で、4年間に渡りほぼすべての事業で談合がおこなわれていたことは、談合組織が継続的、恒常的に活動していたことを示すものです。こうした事実をどう認識し、何を反省し、公正な入札のあり方をどのように検討していくのか、知事の見解を伺います。
- (2)県の事業にかかわる談合問題の発端は、談合情報が寄せられたことにあります。それに対する対応は、当初は北部土木事務所内部での対応であったこと、第3者委員会への適切な情報提供がおこなわれなかったことなど、極めて問題の多いものだったと思います。公正取引委員会の措置命令文書においても、談合情報対応マニュアルの改訂が求められています。私も以前からそのことを強く主張してきましたが、今年4月から改正マニュアルが施行されているところです。以前の「対応マニュアル」には、「談合していないとの誓約書をすべての入札参加者から提出させる」となっていました。今回の事件においては、1社が談合を認めていたため、すべての業者から誓約書をとることはできませんでした。それなのに、「今回は全ての業者から提出させるという縛りを外してもしかたがない」として、「談合の事実は認められない」という結論を出してしまったのです。「対応マニュアル」どおりの対応をしないで、「談合はない」と結論したのです。こうした姿勢は、「疑惑にフタをする」ものと言われても仕方ありません。

「対応マニュアル」が改善されたとしても、その運用にあたって、規定が無視されたのでは意味がありません。私は、この点をしっかり反省し、対応を改めることが求められていると思います。この点をどうお考えか、見解を伺います。

- (3)次に、官製談合にかかわって質問します。栗原市では現職の職員が直接関与し逮捕されていますが、職務に関連した企業に再就職した職員OBが現職職員に働きかけることにより、官製談合がおこなわれる場合があることが、指摘されています。全国知事会が策定した「都道府県の公共調達改革に関する指針」では、課長級以上の職員について「退職前の5年間に担当した職務と密接に関連した企業へは、退職後最低2年間は再就職を制限する」対策を講じることを求めています。
- 一方、平成26年の地方公務員法の改正では、全国知事会の指針で禁止すべきとされた再就職を認めたうえで、働きかけを禁止する内容になっています。宮城県の「退職管理に関する条例」も法律に基づくものとなっていますが、全国知事会の指針の通り、禁止することが必要だと思いますが、知事の見解を伺います。

(4) 今回の事態をうけて、談合を防止し、公正かつ自由な競争による入札が実施されるよう、 入札制度の改善をはかることが求められています。私は以下の点についての改善を提案いたしま すので、ご見解を伺います。

まず、一般競争入札の拡大をはかることについてです。建設工事では一般競争入札が原則になっています。平成29年度では77.7%が一般競争入札です。ところが建設関連業務の一般競争入札の比率は12.2%で大きな開きがあります。その要因は、建設関連業務5業務のうち、測量業務においては1,000万円以上の業務を一般競争入札にするという縛りがあったこと。建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建築設計業務の4業務については、一般競争入札をおこなう規定がなかったことにあります。

- ①県は、測量業務の一般競争入札の対象を500万円以上に拡大するとともに、その他4業務については1,000万円以上を一般競争入札にするという改定をおこないましたが、建設工事と同じように金額に関わらず、一般競争入札を原則とすべきと考えますが、いかがでしょうか。
- ②次に、入札参加者を増やすことについてです。入札に参加するための十分な準備期間の確保や地域要件など参加条件の緩和などを検討すべきです。地元企業の受注機会を確保することに配慮しなければなりませんが、地域を狭く限定してしまうと、業者が限定され談合しやすい状況をつくってしまうことになります。この点も今回の談合問題の教訓の一つと考えますがいかがでしょうか。
- ③最後に、これらの提案の内容について、宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会において、 検討し改善の方向を打ち出すようにしていただきたいと考えますがいかがでしょうか。

次に、大綱第3、災害対策について伺います。

大崎市において県管理の河川堤防が9カ所で決壊するなど、県内でも大きな被害をうけた関東 東北豪雨から3年がたちました。この間、北海道の台風水害、九州北部豪雨、そして今年7月の 西日本豪雨災害と毎年のように大規模な水害が発生しています。

西日本豪雨では、かつてない降雨量を記録し、土石流や大洪水により、死者、行方不明は23 〇人を超え、国が管理する36河川、123カ所、道府県が管理する83河川、91カ所で、越 水または溢水という大きな災害になりました。

これらの被害はハザードマップで予想された被害とほぼ一致するということですが、予想通りの被害だったのに、人命を守る対策がとられなかったのはなぜか。防災対策の不備はなかったのか、しっかりと教訓を導き、宮城県の防災対策に生かさなければなりません。

- (1)第一に、河道確保についてです。河川敷どころか川の中まで土砂が堆積し、ジャングルのように木が生えている現状は、県内主要河川の多くで見られます。西日本豪雨災害でも、河道がふさがっていなければ堤防の決壊はなかったのではないか、と言われています。抜本的な対策を強く求めているのですが、予算がない、との理由でなかなか進みません。
- ①支障木の伐採、堆積土砂の除去、河道掘削をすすめるための予算を抜本的に拡充するよう強く

求めるものですが、いかがでしょうか。

②宮城県の洪水浸水想定区域図はハザードマップの基盤となるもので、河川流域ごとの浸水被害想定がおこなわれています。例えば江合川流域、多田川・鳴瀬川流域では、大崎市古川の市街地の広い地域で3~5メートルの浸水が想定されています。この想定区域図はそれぞれ単独の河川の場合ですから、西日本豪雨のように同時多発的におこれば被害はさらに大きくなります。また、被害想定は、河川整備の現状を反映したものですから、予算をかけて対策をおこなえば被害を少なくすることができるはずです。被害想定を減災に生かし、県民の命を守る対策をすすめる決意はどうか、知事の見解を伺います。

(2)第二に、土砂災害対策についてです。宮城県における土砂災害危険箇所は8482カ所ですが、そのうち現時点で基礎調査が終了しているのは74%、土砂災害警戒区域指定は、半分以下の49%、砂防施設が整備されているのは8%、箇所数では667カ所に過ぎません。今年度の整備箇所数から計算すると、残り7815カ所の整備が終わるのには、なんと600年以上かかることになります。これでは災害の防止にはなりません。

西日本豪雨災害や北海道胆振東部地震でも大規模な土砂崩れのために多くの方が亡くなっています。土砂災害による犠牲をなくすため最大限の努力が求められています。 抜本的な対策強化 へ向けた知事の姿勢を問うものですが、いかがでしょうか。

(3)第三に、ため池の日常管理のあり方についてです。西日本豪雨においては防災重点ため池ではない中山間地の小規模ため池で決壊等が多発しました。それを受けて農水省の指導のもと、全国で緊急点検がおこなわれました。宮城県では決壊した場合に被害が出る恐れがあるため池1070箇所の点検をおこない、その結果、応急措置が必要と判断されたものが9カ所、経過観察対応が185カ所でした。実は、ため池の点検は平成25年から27年にかけて全国一斉におこなわれています。それにもかかわらず今回の西日本の被害を防ぐことができなかったのは、ため池の日常管理のあり方が問われていると言わなければなりません。

農水省では「ため池管理マニュアル」を作成しています。その中には「日常管理は、早期に施設の異常を発見し、決壊や自然災害を未然に防ぐ手段」と、日常管理の大切さを指摘しています。 管理のポイントとして、ため池上流の山林の状況に留意することや堤体の点検を定期的に実施し、 法面の陥没、亀裂、はらみ等の変状や漏水を見落とさないようにすることなどが細かく記載されています。

ため池の管理者は、自治体だけでなく土地改良区など民間の方々が担っている場合が少なくありません。それだけに、ため池の日常管理への「マニュアル」に基づく、具体的で丁寧な指導と援助が求められます。この点での対応をどう考えているのか伺います。また、国の「マニュアル」の活用とあわせて、県としての管理マニュアルを作成することも検討すべきと思いますが、見解を伺います。

(4)第四に、ダムの放流のあり方についてです。西日本豪雨では、安全な放流基準の6倍にあたる量の放流や大雨洪水警報がでているなかで放流量を大幅に増やして流域に大きな被害をもたらすなど、「ダム放流によって災害が起きた」という指摘があり、ダム放流のあり方が問われています。

国土交通省は、気候変動による洪水のさらなる激変化が懸念されるとして、事前に貯水位を低

下させ、利水容量を治水容量として一時的に活用する事前放流の検討をすすめていました。

事前放流には、利水容量の回復が見込めること、利水者の理解を得ることなど課題もあります。 ダムの目的や形状、河川の状況などによって一つ一つのダムについての検討が必要になります。 宮城県では、「ダムの事前放流についてはおこなっていない」という姿勢ですが、国の動向も見 ながら、事前放流についての検討をはじめるべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、大綱4点目、放射能汚染物質処理への対応について質問します。

(1)東京電力福島第一原発で増え続ける放射性トリチウムを含んだ処理水の処分について、原子力規制委員会や東京電力は「保管が限界に近づいている」と「海洋放出を唯一の選択肢」として年内に決着を図ろうとしています。しかし、福島県と東京都で開催された計3会場の公聴会では、反対意見が続出。公聴会終了後、政府小委員会の委員長は「タンクでの長期間保管の可能性も含めて議論」すると述べざるを得ませんでした。

トリチウムは水素の放射性同位元素であり、化学的性質は水素と同じです。人間の体内に入れば、遺伝子情報を担うDNA中の水素がトリチウムに置き換わることにより、DNAや細胞が損傷することが知られています。この事実は数々の動物実験によっても明らかにされています。

トリチウムは「基準値以下」に薄めれば、危険性はないとして放出されてきましたが、周辺に3つの原発が集中するアメリカ・イリノイ州の調査結果により、その危険性が改めて注目されています。過去20年間、住民1200万人の調査結果では、脳腫瘍や白血病が30%以上増え、小児がんは約2倍に増えたとされ、その原因としてトリチウムによる低線量被ばくが言われています。これはNHKの報道特集「低線量被ばく、揺らぐ国際基準」でもとりあげられました。

①このようなトリチウム水の危険性について、県ではどのように認識しているのか伺います。

②さらに、「トリチウム水」について、極めて重大なことが明らかになりました。ヨウ素 1 2 9 やルテニウム 1 0 6 などの核種が告知濃度限度を超えてトリチウム水に含まれていることです。 東京電力がこの事実を隠したまま海洋放出をしようとしていたことにも批判が殺到しています。

福島県では、主要魚種の試験操業が可能になったばかりです。宮城県においても、禁輸措置となっていた宮城県産ホヤの輸出再開へ向けた機運に水をさすものであるばかりか、水産業、水産加工業にとっても大打撃となることは間違いありません。放射能汚染水を海洋放出は、他人事ではないのです。

宮城県として、政府や東京電力に対して、放射能汚染水の海洋放出は反対であるとの意思をしっかり示すべきであると思います。知事の見解を伺います。

(2)放射能汚染廃棄物の処理については、大崎市では10月から試験焼却を始めようとしています。しかし、そのことに対する住民合意はありません。それは、大崎市長も認めざるを得ない状況です。とりわけ重大なのは、焼却場や最終処分場の周辺住民と大崎広域事務組合が結んだ「申し合わせ」や「覚書」に反して、強行しようとしていることです。

大崎西部玉造クリーンセンター周辺住民との「申し合わせ」では、「ごみ焼却場の機能・設備を変更する場合は地元住民に事前に説明し合意を得るものとする」となっていますが、「合意」がないまま強行しようとしています。最終処分場の大日向クリーンパーク周辺住民との「覚書」では、「本覚書に定めのない事項、その他疑義が生じたときは、その都度すみやかに協議の上対

応する」となっていますが、協議は平行線で結論はでていません。

①このように、現時点で大崎市において焼却処理を強行することは、住民との協定に明らかに違反しています。住民との協定に違反するという認識を県としてもっているかどうか伺います。

②私は、住民無視のこうした対応が、今後の環境行政にとって大きな障害になることを強く危惧しています。ごみ焼却場や最終処分場は住民から歓迎される施設ではありません。現在の大日向地区に最終処分場が設置されるまでには、2か所で反対運動のために断念をした経過があります。「覚書」とは、住民がこうした施設を受け入れるにあたっての条件であり、この約束が守られなければ受け入れできない、というものです。この約束を破って、あくまで焼却処理をすすめるというのなら、今後、ごみ焼却場や最終処分場を受け入れる地域はなくなってしまいます。

これは将来の話しではありません。大崎市古川の中央クリーンセンターは焼却炉の老朽化により、近接地域に焼却炉を建設する計画になっています。大日向最終処分場も数年後には満杯になります。

放射能汚染廃棄物の焼却処理を住民の意思に反して強行するということは、大崎広域地域にとって、こうした重大な影響を与えることになります。そうまでして、焼却を強行する必要はない、と考えますが、ご所見を伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

(8841字)

(再質問)

水道事業が民営化されている国や自治体では、公共によるガバナンス・モニタリングがおこなわれています。日本では、民営化を可能にする道をすすめながら、国によるガバナンス・モニタリングを拒否しています。

- ①水道事業が「公共の福祉の増進」に資する事業となるためには、公共のガバナンス・モニタリングが必要と思いますが、見解を伺います。
- ②また、宮城県においては、(仮称)経営審査委員会がガバナンス・モニタリングの役割を果たすことができるようにすべきと考えますが、あわせて見解を伺います。

イギリス会計検査院は、PFIの対費用効果と正当性を調査し、コスト削減効果があるかを検証しました。そのレポートによると、「多くのPFIプロジェクトは通常の公共入札のプロジェクトより40%割高である」と報告しています。

(官製談合再質問)

平成22年度から県職員の再就職の名簿について、担当課から資料を提供していただきましたが、今回談合が認定され、指名停止をうけた業者に再就職している方が3人もいることが明らかになりました。平成22年度、24年度、25年度に一人ずつです。そのことを認識していたでしょうか。

これら職員の再就職の時期は談合がはじまったとされる時期とほぼ一致しています。さらに。 大崎・栗原地方を中心に配布されている地方紙には、栗原市官製談合事件の初公判において、被 告となっている建設会社社長は「他の1社は確実に予定価格を把握していた」と証言したと報道 されています。これが事実だとすれば、行政からの情報漏えいには複数のルートがあることにな ります。しっかした調査と検証が必要と思いますが、いかがでしょうか。